伝統文化親子体験アカデミー事業委託業務に関する仕様書

１．業務名

　　伝統文化親子体験アカデミー事業委託業務

２．委託期間

　　契約締結の日から令和8年1月31日まで

３．目的

　　芸術文化団体の担い手不足が課題の中で、伝統文化分野の人材不足が顕著であることから、伝統文化等団体を対象に、体験ミニコンサートと体験教室を開催し、主に小中学生に対して、伝統文化等に親しむきっかけの創出と計画的・継続的に伝統文化等を体験・習得する機会の提供を行うことにより、裾野の拡大、次世代人材の確保を図ることを目的としている。

４．実施内容

（１）伝統文化体験ミニコンサート（2団体）

　　　伝統文化団体2団体によるミニコンサート及び演奏や公演後に簡易な体験会を実施する。受託者は、来場者が立ち寄る、または参加したくなるような演出、ステージ構成、会場装飾などの独自提案を検討すること。

　　（ア）対　　象：大分県内の小中学生（体験会）

（イ）出演団体：大分県長唄連盟、県南落語組合（団体概要は別紙1に記載）

（ウ）会場：大分県立美術館（OPAM）１階アトリウム

（エ）開催時間想定：ミニコンサート（１団体×１時間　計２時間程度）

　　　　　　　　　　体験会（２団体で１時間程度の内容）

（オ）開催日：令和7年7月12日（土）10：00～18：00（会場設営・撤去時

間含む）

（２）伝統文化体験教室（2団体×5回）

　　　伝統芸能の技能を段階的に学び、習得する体験教室を実施する。参加者は実施する全回の教室に出席することを前提とする。

受託者は参加者を募る工夫と、継続して参加する工夫などの独自提案をすること。

（ア）対　　象：大分県内の小中学生（保護者同伴可）

（イ）講師団体：大分県長唄連盟、県南落語組合

（ウ）会場：iichiko総合文化センター　大練習室

（エ）開催時間：1回の教室につき45分程度

（オ）回　　数：1団体につき5回

（カ）開催日：令和7年8月2日（土）（第1回、第2回）

　　　　　　　　令和7年8月9日（土）（第3回、第4回）

　　　　　　　　令和7年8月17日（日）（第5回）

５．業務内容

1. 出演団体との調整

出演する2団体と会場設営や演奏時間、体験教室等の調整を行うこと。

1. 必要機材及び楽器の手配

出演団体の要望を基に、県と協議し事業に必要な機材や楽器等を手配すること。

1. 会場の設営

出演団体及び県と協議の上、会場の設営をすること。

1. 支払事務

出演団体への謝金・旅費や会場費など、事業にかかる経費の支払事務を行うこと。

また（別紙１）の「事業対象外経費一覧」をよく読むこと。

1. 会場の手配

大分県が下記会場を確保済み。

会場使用料の支払は受託者となるため、会場使用料を予算に計上すること。

（ア）伝統文化体験ミニコンサート

場所：大分県立美術館1階アトリウム、2階研修室

日時：令和7年7月12日（土）

開催時間：10：00～18：00（会場設営・撤去の時間を含める）

　　　　　　　 使用料：アトリウム（250~500㎡/日）9,650円

　　　　　　　　　　　 　研修室（1,200円/時間）8時間　9,600円

　　　（イ）伝統文化体験教室

場所：iichiko総合文化センター　大練習室

日時：令和7年8月2日（土）

　　　　　　　　　　　 8月9日（土）

8月17日（日）

開催時間：10：00～18：30（3日とも）

使用料：各区分2,500円×9区分＝22,500円

1. 記録業務（動画撮影）

事業の様子を撮影し、記録として残すこと。

動画記録は記録用を目的とし、高度な編集は不要。

1. 広報業務

SNS等の広報媒体を活用し、県内の小中学生に広く事業を周知し、来場につな

がる広報の工夫を独自提案すること。

※案内チラシは県が作成し、大分市を中心とする小中学校に配布予定。

1. 体験教室申込フォームの作成・管理

体験教室の事前申込フォームは県が作成し管理する。

必要に応じて委託者と情報共有を行う。

1. 体験教室参加者の保険加入手続き

安全配慮の一環として、事前にスポーツ安全保険等への加入手続きを行うこと。

（１０）アンケート作成および集計

伝統文化体験ミニコンサートおよび各回の体験教室終了後、受託者より参加者にアンケートを実施し、その結果を集計すること。

アンケート内容について、大分県と協議すること。

６．仕様の変更

　　この仕様書記載事項について、今後、状況に応じて変更せざるを得ない場合は、その

仕様の変更に柔軟に対応すること。なお、その場合は下記の点に留意すること。

1. 委託金額の範囲内で対応すること。

７．領収書の徴収

　　本事業に係る経費（謝金、旅費等）の領収書を提出すること。

８．業務報告及び成果物の納品

本業務の完了報告書を、次に掲げる全てのものとともに提出すること。

　　・業務報告書（紙媒体と電子媒体）　・体験教室参加者名簿データ

　　・アンケート結果

９．著作権

　　この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

（１）成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として委託者に帰属するものとする。ただし、出演団体が有する著作物を含む場合は、別途使用許諾を得た上で使用するものとする。

（２）委託者は、著作権法第20条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

（３）納品される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任に

おいて処理するものとする。

（４）受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使す

ることができないものとする。

（５）本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修

正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

１０．秘密の遵守等

　 受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

１１．補則

　 本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

別紙１

〇モデル団体の紹介

１．大分県長唄連盟

　　　（概要）

日本の伝統芸能歌舞伎音楽「長唄」を保存継承すると共に、長唄の向上普及を図り

大分の芸術文化の発展に寄与する事を目的とする。 また別府市のAPU立命館アジア太平洋大学長唄・三味線部の留学生と演奏活動をし、海外にも伝統芸能を紹介している。

　　　（R5活動実績）

　　　APU長唄・三味線部10周年記念演奏会、大分市芸能まわり舞台　等

２．県南落語組合

　　（概要）

　　１９８４年に発足した落語の会。主催の「県南寄席」（佐伯市）、「とよのくに寄席」（大分市）に加え、地域に伺う「出張寄席」を中心に口演活動をしている。メンバー１８人（佐伯本部７人、大分支部１１人）。

　　（R6活動実績）

　　第1回おおいたアマチュア落語競演会“笑いの雫”、県南寄席、とよのくに寄席　等